

▶子育て推進課

令和3年度予算額
(前年度予算額)

私立保育所等整備関連事業

562,894 千円※
(1,219,340 千円)

1 私立保育所等整備補助(私立保育所)

442,455 千円

2 保育所用地の整備

120,439 千円

※の額は、1～2の合計

区内における保育需要に応え、待機児童ゼロの継続をめざします。

「子ども・子育て支援事業計画」における「量の見込みと確保方策」に基づき、区内の保育需要の高い地域に私立認可保育所を整備する保育所設置運営事業者に対し、保育所整備に関する経費の支援を行っています。

令和3年度は、区有地(旧高齢者センター跡地)を活用し、保育所用地とするため既存建物を解体し該当用地を整備します。

さらに、保育に携わる人材の確保を支援するため、私立保育所を開設する事業所に対し、開設前の人材確保に要する経費を補助し、保育サービスの向上と適正な人材配置を支援しています。

POINT

保育所整備を推進し、区民の保育需要に応えます

○令和3年度に新たに開設される私立保育所

【岩本町ちとせ保育園】＜認可保育所＞ 令和3年4月開設※

- ① 所在地 岩本町二丁目10番12号
- ② 運営事業者 社会福祉法人ちとせ交友会
- ③ 定員 110名(令和3年度定員 69名)
- ④ 開所時間 基本保育時間 7:30～18:30
延長保育時間 18:30～20:30

【外神田かなりや保育園】＜認可保育所＞ 令和3年4月開設※

- ① 所在地 外神田三丁目6番13号
- ② 運営事業者 社会福祉法人倉敷福德会
- ③ 定員 50名
- ④ 開所時間 基本保育時間 7:30～18:30
延長保育時間 18:30～20:30

(※4月開設の2園に係る整備補助は、令和2年度予算で実施)

○令和4年度以降に開設予定の私立保育所

【(仮称)まなびの森保育園神保町】＜認可保育所＞

- ① 所在地 神田神保町二丁目20番地
- ② 運営事業者 株式会社こどもの森
- ③ 定員 100名
- ④ 開所時間 基本保育時間 7:30～18:30
延長保育時間 18:30～20:30

▶子ども支援課

令和3年度予算額
(前年度予算額)

拡充 独自	私立保育所等への運営補助	6,039,875 千円※ (5,457,050 千円)
拡充	1 私立保育所等運営補助	4,185,723 千円
拡充	2 地域型保育事業運営補助	528,168 千円
拡充	3 認証保育所等運営補助	1,325,984 千円

※の額は、1～3の合計

区内には、私立認可保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業、認証保育所をはじめとする様々な保育施設があります。区では、これらの私立保育所等でも、区立保育園・幼稚園と同水準の教育・保育や園庭利用など、等しく良好な子育て環境が確保されるよう「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例（P36 参照）」に基づき、様々な補助や支援を行ってきました。令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化についても、区独自の支援策として、認証保育所の対象児童の保育料無償化や給食にかかる費用の無償化などの施策を実施しています。

令和3年4月には、私立認可保育所2園が新たに開設されますが、様々な保育需要に対し、安定的な運営を継続していくために、運営費の補助や家賃補助、栄養士や看護師などの専門職配置経費加算・保育士処遇改善補助等保育事業者に対する支援を継続します。

令和3年度は、感染症予防対策への補助等の新たな補助項目を追加し、子どもたちが安心して安全に過ごせるよう、保育の質の向上と充実を図ります。

POINT**新たな補助や補助対象の拡充で保育の質の向上を図ります****① 定員人数補償加算**

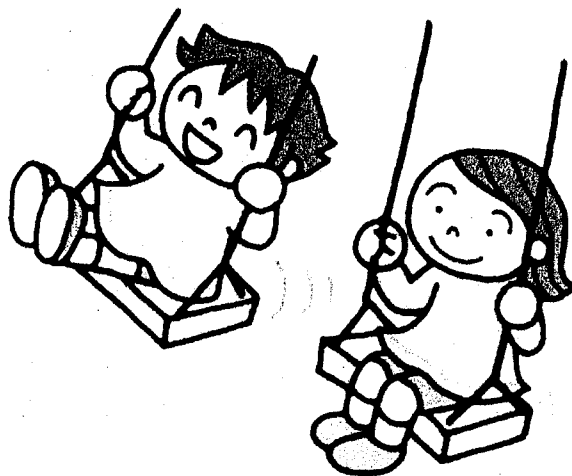
認可保育所において 0 歳児クラスの園児数が定員に満たない場合でも十分な保育環境を維持できるよう必要な経費の補助を実施し、固定費の負担軽減を図り、事業者への安定した運営を支援します。

② 保育補助配置経費加算

認可保育所においてより良い保育を実施するため、保育士が保育に専念できるよう保育補助を行う人材確保に係る経費への補助を実施します。

③ 衛生用品購入経費補助

感染症予防対策に関する衛生用品等の購入に係る経費を補助します。



POINT

**私立保育施設の質の確保・人材確保・運営支援のための
区独自・上乗せ補助一覧**

補助項目	区独自 区上乗せ	支援の種別	補助内容	補助額
①保育充実加算	区独自	経営安定化支援	通常保育以外の保育活動を実施する場合の経費や教材の充実のための購入経費補助	年額600,000円限度
②給与等処遇改善事業実施加算（保育士等の処遇改善加算）	区上乗せ	人材確保 処遇改善支援	施設に在職する常勤職員（保育士、調理員、栄養士、看護師）の処遇改善に資するための経費補助	国・都制度に上乗せして区独自で1人月額30,000円
③基準外職員配置加算	区独自	経営安定化支援	職員配置の基準を超えて保育士等を配置する場合に加配に係る経費補助	加配職員の勤務1時間あたり1,300円 ただし派遣職員は月額43,330円
④研修経費加算	区独自	経営安定化支援 人材確保 処遇改善支援	職員のスキルアップのための研修や東京都社会福祉協議会が主催する様々な研修に参加することを目的として、同会に加入するため必要な経費補助	研修参加費用の総額 ただし、常勤職員1人あたり 年額50,000円限度 東京都社会福祉協議会の年会費全額
⑤健康管理加算	区独自	人材確保 処遇改善支援	職員の健康診断等に係る経費補助	健康診断、その他衛生管理に係る経費の総額 ただし、該当職員1人あたり 年額40,000円限度
⑥AED設置加算	区独自	経営安定化支援	保育所にAEDを設置するに際して賃借に要した経費および、AEDの維持に係る消耗品等に要した経費補助	①賃借経費 月額6,600円限度 ②維持経費 年額3,300円限度
⑦アレルギー児対応加算	区上乗せ	経営安定化支援	除去食を提供する必要がある乳幼児の保育を実施している場合に当該乳幼児に係る経費補助	1人あたり月額78,000円
⑧障害児等対応加算	区上乗せ	経営安定化支援	配慮を要する障害などのある乳幼児の保育を実施する場合に係る経費を補助	1人あたり月額69,000円
⑨弾力対応加算	区独自	経営安定化支援	認可基準に基づく受入可能人数と実際の定員の間に若干の余裕がある保育園が乳幼児を受け入れた場合、定員を超えて受け入れた乳幼児の保育に係る経費を補助	定員超過在籍児1人につき月額50,000円
⑩0歳児保育対策加算	区独自	経営安定化支援	0歳児の職員配置基準を超えて保育士を配置する場合に、加配に係る経費補助	0歳児に対する基準を超えた加配職員1人あたり月額350,000円
⑪保育運営費	区独自	経営安定化支援	保育所運営に際して、要する光熱水費及び修繕料に係る経費補助	保育所面積1㎡あたり月額550円
⑫一時保育事業加算	区独自	経営安定化支援	一時保育事業に要する経費補助	①0歳児1日あたり15,000円 ②1～2歳児1日あたり10,000円 ③3歳児以上1日あたり8,000円
⑬専門職配置経費加算	区独自	経営安定化支援	栄養士・看護師・事務職員を配置する場合に係る経費補助	施設ごとに月額900,000円限度
⑭子育て支援事業実施加算 ※認定こども園のみ	区独自	経営安定化支援	子育て支援事業の実施に要する経費補助	年額7,200,000円限度
⑯宿舍借上げ支援事業	区上乗せ	人材確保 処遇改善支援	区内に勤務する保育士の宿舍借上げに係る経費を補助	区内在住保育士の補助限度額 130,000円 ※ 区外在住の場合補助限度額 82,000円

補助項目	区独自 区上乗せ	支援の種別	補助内容	補助額
⑯認証保育所等区民加算	区独自	経営安定化支援	認証保育所等に千代田区民が在園している場合の補助	①0歳児～2歳児 1人につき月額10,000円 ②3歳児～5歳児 1人につき月額30,000円
⑰奨学金返済支援助成	区独自	人材確保 処遇改善支援	奨学金を返済しながら区内の保育施設に勤務する保育士に対する助成	1人につき年額240,000円限度
⑱災害時宿泊対応経費加算	区独自	経営安定化支援	台風等の自然災害により、翌日の出勤困難が想定される場合、開園準備のための職員の宿泊に係る経費補助	1人につき1泊あたり10,000円限度 ただし、施設ごとに1会計年度6泊限度
⑲副食費加算	区独自	経営安定化支援	保育施設に在籍する3歳児以上の幼児給食（副食）に係る経費補助	公定価格の副食費徴収免除加算単価に徴収免除対象外となる児童数を乗じた金額
⑳賃借経費加算	区上乗せ	経営安定化支援	保育施設が入居する建物の賃借に係る経費を補助	建物の賃借に係る経費から公定価格に定められた額を差し引いた額（一部施設負担分を除く）
㉑交通費加算	区独自	経営安定化支援	居宅訪問型保育事業における保育者が利用者自宅まで通う経費を補助	利用児童1人あたり月額20,000円
㉒定員人数超過受入加算	区独自	経営安定化支援	居宅訪問型保育事業における定めた利用定員を超えて乳幼児を受け入れる場合の経費補助	利用児童1人あたり月額51,600円
㉓定員人数最低補償加算	区独自	経営安定化支援	定員等に満たない場合の運営維持に係る経費補助（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）	定員の8割（居宅訪問型保育事業については定員）に満たない数に、施設類型ごとの単価を乗じて得た金額
㉔定員人数補償加算（新規）	区独自	経営安定化支援	0歳児クラスの定員に欠ける人数に係る補助（認可保育所）	定員に欠ける人数について公定価格の1人あたりの単価
㉕保育補助配置経費加算（新規）	区独自	経営安定化支援	保育士資格を持たない保育従事者の人件費に係る経費を補助	施設ごとに年額2,880,000円限度
㉖衛生用品購入経費補助（新規）	区独自	経営安定化支援	感染症予防対策のための衛生用品等の購入に係る経費を補助	施設ごとに年額200,000円限度



POINT

子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例 に基づく取組み

区は、全ての子どもの最善の利益が実現され、産み育てることに優しく、健やかに育成される環境を確保するために、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」を制定しました。就学前の子どもがいる世帯において、等しく良好な子育て環境が享受できるよう保護者や事業者に対して支援を行います。

私立保育所の開設準備経費として、開設経費の補助や保育人材確保のための経費を補助します。

運営補助としては、看護師、栄養士、事務職員等に対する補助や保育従事職の宿舍借上げに対する補助等により、保育人材の確保、定着率の向上、園長や保育士の負担軽減を図り、保育の質の確保につなげます。

子育ての不安感の緩和や子育てに関する支援の場として、子育てひろばを麹町地区に設置し、施設独自の一時預かり保育なども実施します。

○ 条例体系図



条例に基づく主な取り組み	令和3年度予算額 千円
○私立保育所等整備補助（私立保育所） ⇒私立認可保育所1施設の開設準備経費を事業者に補助します。	442,455
○保育所用地の整備 ⇒区有地等を保育所用地として活用するため、既存建物を取り壊す等該当用地を整備します。	120,439
○私立保育所等運営補助 ⇒私立保育所への支援を強化するとともに、令和3年度は、4月に2園が新たに開設されるため、その運営費を補助します。	4,185,723
○地域型保育事業運営補助 ⇒小規模保育事業者・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業を実施する事業者へ運営経費を補助します。	528,168
○認証保育所等運営補助 ⇒引き続き事業者への運営経費を補助するとともに、保護者への保育料補助を行い、認証保育所等の区民利用者を増やします。	1,325,984
○公立・私立園の連携強化 ⇒公立・私立保育所連携の保育士対象研修の実施と、保育の質や保育環境向上について支援を行うアドバイザーが各園に巡回指導を行います。	3,537
○保育所等指導・監査 ⇒保育所等の運営が適正に行われているか指導・監査します。	951
○サービス評価制度の推進 ⇒区内保育・教育サービス事業の第三者評価活用によるサービスの質の向上を図ります。	1,320
○保育士奨学金返済支援助成 ⇒区内の保育施設の人材確保・定着を推進し、保育の質や量を確保するために、保育士の奨学金の返済を助成します。	8,000
○子育てコーディネーター事業 ⇒子育てに関する保護者の悩みについての相談やニーズに応じて適切な保育サービスの情報を提供します。	10,500
○一時（いっとき）預かり保育 ⇒小学校就学前までの乳幼児を児童館等で一定時間の預かり保育をします。	11,422 (※1)
○いすみ子どもプラザ運営補助、富士見わんぱくひろば事業運営 ⇒いすみ子どもプラザ、富士見わんぱくひろばで児童館的機能（子育てひろば・幼児クラブ等）や、拡大型一時預かり保育を運営するための支援を行います。	200,199 (※2)
○地域子育て支援事業運営補助 ⇒地域子育て支援施設である、子育てひろば「あい・ぽーと」麹町で、子育てひろば事業（幼児向けプログラム等）、地域交流事業、一時預かり保育を運営するための支援を行います。	58,216
○子ども発達センター「さくらキッズ」 ⇒児童一人ひとりの発達状況に応じて、臨床心理士や作業療法士などの専門職員が指導を行います。	92,494
○ファミリー・サポート・センター、千代田子育てサポート ⇒預かり保育のコーディネート事業を実施するとともに、地域における子育てや家族を支援する人材の養成を行います。	24,501 (※2)
○子ども在宅サービス、子ども健やか育み事業 ⇒一時的な養育困難家庭に対し、施設での短期入所預かりや、産前産後・未就学児童を持つ家庭への訪問による家事・育児の支援を行います。	54,375 (※2)
○障害児通所給付事業 ⇒児童福祉法に規定される日常生活動作の指導や集団適応訓練等を行う障害児通所サービスの利用について、相談・調査・受給者証の交付を行います。	90,639 (※2)
○重症心身障害児等在宅レスパイト事業 ⇒在宅で生活を送る重症心身障害児の自宅で訪問看護師が児童の医療的ケアや、見守りを行うことで、家族の休養や介護負担の軽減を図ります。	3,030 (※2)
○重症心身障害児等支援事業 ⇒重症心身障害児等を対象とする児童発達支援・放課後等デイサービス事業所に対して運営を支援し、療育の場を提供します。	40,280 (※2)
○障害児ケアプラン「はばたきプラン」 ⇒障害や発達に課題のある児童一人ひとりの成長や発達に合わせ、福祉及び教育等の相談やサービスについてプランニングを行い、ライフステージに応じたサービスの提供や充実を図ります。	19,896 (※2)

※1 いすみ子どもプラザ、富士見わんぱくひろば、ポピンズキッズルーム一番町、グローバルキッズ飯田橋保育ルーム、「あい・ぽーと」麹町の一時的預かり保育に係る予算は別途計上しています。

※2 事業経費には、小学校以上の対象児童に係る経費も含まれています。

【参考：区内の保育施設定員一覧＜令和3年4月1日（見込み）＞】

＜認可保育所（区立保育園・私立保育園）＞

(人)

区分	施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	基本保育時間	延長保育	
区立保育園	麴町保育園	6	18	18	18	20	20	100	7:30~18:30	18:30~19:30	1歳児 クラスから
	神田保育園	12	17	20	22	24	25	120	7:30~18:30	18:30~19:30	1歳児 クラスから
	西神田保育園	12	15	18	18	18	18	99	7:30~18:30	18:30~19:30	1歳児 クラスから
	四番町保育園	11	14	16	18	19	19	97	7:15~18:15	18:15~20:15	1歳児 クラスから
私立保育園	アスクニ番町保育園	12	16	18	18	18	18	100	7:30~18:30	7:00~7:30 18:30~21:00	全歳児
	ポピンズナーサリースクール一丁目	9	12	13	14	16	16	80	8:00~19:00	7:30~8:00 19:00~21:00	全歳児
	ほっぺるランド西神田	9	10	12	13	13	13	70	7:30~18:30	7:00~7:30 18:30~21:00	1歳児 クラスから
	グローバルキッズ飯田橋園	18	24	24	24	24	24	138	7:30~18:30	18:30~21:00	1歳児 クラスから
	あい保育園東神田	9	10	11	11	11	11	63	7:15~18:15	18:15~20:15	全歳児
	クレアナーサリー市ヶ谷	9	12	12	15	15	15	78	7:30~18:30	18:30~20:30	1歳児 クラスから
	神田淡路町保育園大きなおうち	9	18	18	18	18	18	99	7:15~18:15	18:15~20:15	1歳児 クラスから
	グローバルキッズ六番町園	6	10	11	11	11	11	60	7:30~18:30	18:30~20:30	1歳児 クラスから
	二番町ちとせ保育園	12	14	14	20	20	20	100	7:30~18:30	7:00~7:30 18:30~20:30	全歳児
	千代田せいが保育園	6	7	8	10	10	10	51	7:30~18:30	18:30~20:30	全歳児 (0歳児は幼児 クラスから)
	ベネッセ内神田保育園	6	8	10	12	12	12	60	7:30~18:30	18:30~20:30	満1歳を迎え た翌月から
	保育園神田ベアーズ	9	9	9	15	15	15	72	7:30~18:30	18:30~20:30	離乳食完了後 から
	あい・あい保育園三番町園	6	8	9	9	9	9	50	7:30~18:30	18:30~20:30	満1歳を迎え た翌月1日から
	平河町ちとせ保育園	9	12	12	14	14	14	75	7:30~18:30	18:30~20:30	全歳児
	ほっぺるランド外神田	6	12	15	18	18	18	87	7:30~18:30	18:30~20:30	1歳児 クラスから
	岩本町ちとせ保育園	12	19	19	20	20	20	110	7:30~18:30	18:30~20:30	全歳児
	外神田かなりや保育園	6	8	9	9	9	9	50	7:30~18:30	18:30~20:30	1歳児 クラスから
小 計		194	273	296	327	334	335	1759			

＜区立こども園＞

(人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		計	基本保育 時間	延長保育	
				長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間				
いずみこども園	9	12	15	20	15	20	15	20	15	141	7:30~ 18:30	18:30~ 19:30	1歳児 クラスから
いずみこども園（要する枠）	3	3	1	—	—	—	—	—	—	7			
ふじみこども園	12	20	23	25	25	28	22	28	22	205	7:30~ 18:30	18:30~ 19:30	1歳児 クラスから
ふじみこども園（要する枠）	3	2	1	—	—	—	—	—	—	6			
小 計	27	37	40	45	40	48	37	48	37	359			

＜認定こども園＞

(人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		計	基本保育 時間	延長保育	
				長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間				
グローバルキッズ 飯田橋こども園	15	17	18	19	10	19	10	19	10	137	7:30~ 18:30	18:30~ 20:30	1歳児 クラスから
小 計	15	17	18	19	10	19	10	19	10	137			

＜地域型保育事業 家庭的保育事業＞

(人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	基本保育時間	延長保育
あい・ぽーと小さな家飯田橋		5		—	—	—	5	9:00~17:00	—
あい・ぽーと小さな家東神田		5		—	—	—	5	9:00~17:00	—
小 計		10		—	—	—	10		

<地域型保育事業 小規模保育事業>

(人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	基本保育時間	延長保育
小規模保育室「あい・ぽーと」小さな家趣町	1	4	5	—	—	—	10	9:00~17:00	17:00~18:00 全歳児
小 計	1	4	5	—	—	—	10		

<地域型保育事業 居宅訪問型保育事業>

(人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
居宅訪問型保育事業		45	—	—	—	—	45
小 計		45	—	—	—	—	45

<地域型保育事業 事業所内保育事業(区民枠)>

(人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	基本保育時間	延長保育
厚生労働省5号館保育室	1	3	1	—	—	—	5	7:30~18:30	18:30~21:00 全歳児
アソシエーター・露が関	1	2	2	—	—	—	5	7:30~18:30	18:30~21:00 全歳児
グローバルキッズ経済産業省保育室	0	2	3	—	—	—	5	7:30~18:30	18:30~21:00 1歳児クラスから
ゆうてまち保育園	1	3	3	—	—	—	7	7:30~18:30	18:30~19:30 全歳児
財務省らる保育室	1	2	2	—	—	—	5	7:30~18:30	18:30~21:00 1歳児クラスから
小 計	4	12	11	—	—	—	27		

<認証保育所>

(人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	保育時間 ※延長保育込み
保育園ドルチェ	4	12	4	11	9		40	7:00~22:00
キッズスクウェア丸の内東京ビル	6	9	5	2	0		22	7:30~20:30
マミーズエンジェル神田駅前保育園	3	7	8	6	11		35	7:30~22:00
小学館アカデミー神保町保育園	6	6	9		19		40	7:30~22:00
ピノキオ幼児舎番町園	4	5	5	3	9		26	7:30~22:00
キッズスクウェア永田町	9	5	5	5	10		34	8:00~21:00
キッズスクウェア丸の内永楽ビル	6	7	5	2	5		25	7:30~20:30
保育室「愛の園」	7	12	9		2		30	7:00~20:00
ナーサリールーム ベリーベアー露が関	5	7	8		0		20	7:30~21:00
小 計	50	70		152			272	

<幼保一体施設>

(人)

区分	施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		計	基本保育時間	延長保育
					長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間			
千代田 一体施設	千代田幼稚園	—	—	—	10	15	10	15	10	15	75	7:30~18:30	18:30~19:30 全歳児
	マミーズエンジェル 千代田保育園		10	10	—	—	—	—	—	—	20	7:30~18:30	18:30~19:30 全歳児
葛飾 一体施設	葛飾幼稚園	—	—	—	10	15	10	15	10	15	75	7:30~18:30	18:30~19:30 全歳児
	小学館アカデミー 葛飾保育園	5	10	10	—	—	—	—	—	—	25	7:30~18:30	18:30~19:30 全歳児
小 計		25		20	20	30	20	30	20	30	195		

<区補助対象保育室>

(人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	保育時間 ※延長保育込み
ひまわり育児室	5	4	6	5	6		26	7:15~20:15
ハイブリッドマムブリス쿨ナーサリー 千代田富士見	6	6	5	12	11		40	7:30~20:30
小 計	11	10	11		34		66	

<区緊急保育施設>

(人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	保育時間 ※延長保育込み
グローバルキッズ神田駅前保育園	4	7	11		18		40	7:30~20:30
小 計	4	7	11		18		40	

定 員 合 計	2,920人
---------	--------

	学校施設を活用した放課後事業	546,643 千円※
		(598,569 千円)
1	放課後子ども教室	144,646 千円
2	学校内学童クラブ	201,798 千円
3	いずみこどもプラザ運営補助	89,235 千円
4	富士見わんぱくひろば事業運営	110,964 千円

※の額は、1～4の合計

区は、放課後の子どもの安全かつ健やかな活動場所として学校施設を活用し、総合的な放課後対策を実施しています。また、いずみこどもプラザ、富士見わんぱくひろばで実施している放課後対策を継続し、学童クラブの待機児童ゼロの維持をめざします。

1 放課後子ども教室

区立小学校において、放課後に「学び」「遊び」「体験」の各活動を実施し、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進します。

令和2年度に引き続き、放課後子ども教室を安定的に運営し、「学び」「遊び」「体験」のプログラムの充実を図ります。また、授業のない日も安全な学校施設で過ごせるよう、一部の学校における学校長期休業中の実施を継続します。

2 学校内学童クラブ

就労等により保護者が日中家にいない子どもを預かり、生活ができる場を提供するとともに、子どもたちの成長を促します。

令和2年度に引き続き、学校内学童クラブを運営する民間事業者の支援として、運営費の補助のほか、人材確保定着支援事業や常勤職員に対する給与等処遇改善事業を継続実施し、人材定着によるスキルアップ及びサービスの向上を図ります。

3 いずみこどもプラザ、富士見わんぱくひろば

いずみこどもプラザでは、ちよだパークサイドプラザの集会室を、富士見わんぱくひろばでは富士見みらい館のプレイルームを利用し、放課後の居場所づくりを継続するとともに施設の有効活用を図ります。

両施設ともに0歳～18歳までを対象とした「児童館的機能」を有し、児童や中高生へ活動の場を提供します。また、乳幼児を一定時間預かる「拡大型一時預かり保育」を引き続き実施します。学校内学童クラブと同様、常勤職員に対する給与等の処遇改善を継続実施し、人材定着によるスキルアップ及びサービスの向上を図ります。

POINT

区内の学童クラブ一覧（令和3年度）

【区内の学童クラブ一覧＜令和3年4月1日（見込み）＞】

	名 称	所在地	定員	保育時間
区立学童クラブ	西神田学童クラブ	西神田二丁目6番2号 （西神田コスモス館内）	50人	＊基本保育 ・放課後～17：00 ・土曜8：00～17：00 ・学業休8：15～17：00 ＊夕方保育（月～金のみ実施） ・17：00～19：00
	神田学童クラブ	外神田三丁目4番7号 （昌平童夢館内）	50人	
	四番町学童クラブ	四番町5番地8 （四番町児童館仮施設内）	47人	
	一番町学童クラブ	一番町10番地 （一番町児童館内）	42人	
民間学童クラブ	アフタースクールさくら	神田司町二丁目16番地 （千代田小学校内）	70人	＊基本保育 ・放課後～17：00 ・土曜8：15～17：00 ・学業休8：15～17：00 ＊夕方保育 ・17：00～19：00
			55人	
	アフタースクールこうじ町	麹町二丁目8番地 （麹町小学校内）	60人	
	番町小学校アフタースクール第一	六番町8番地 （番町小学校内）	38人	
	番町小学校アフタースクール第二		38人	
	アフタースクールお茶の水	富士見一丁目1番6号 （お茶の水小学校仮校舎内）	60人	
	九段小学校アフタースクール	三番町16番地 （九段小学校内）	60人	＊基本保育 ・放課後～17：00 ・土曜8：15～17：00 ・学業休8：15～17：00 ＊夕方保育 ・17：00～19：00
	いずみ学童クラブ1	神田和泉町1番地 （ちよだパークサイドプラザ内）	34人	
	いずみ学童クラブ2		54人	＊基本保育 ・放課後～17：00 ・土曜8：00～17：00 ・学業休8：00～17：00 ＊夕方保育 ・17：00～19：00
	富士見わんぱくひろば学童クラブ	富士見一丁目10番3号 （富士見みらい館内）	70人	
	富士見わんぱくひろば第二学童クラブ		40人	＊基本保育 ・放課後～17：00 ・土曜8：00～17：00 ・学業休8：00～17：00 ＊早朝保育 （学校長期休業期間のみ実施） ・7：00～8：00 ＊夕方保育 ・17：00～19：00 ＊夜間保育 ・19：00～21：00
	二番町こどもクラブ	二番町2番地1 二番町T Sビル4階	70人	
	ポピンズアフタースクールー番町	一番町10番地8 一番町ウエストビル2階	50人	
	グローバルキッズ飯田橋第一学童クラブ	富士見二丁目14番36号 富士見WESTビル4階	50人	
	グローバルキッズ飯田橋第二学童クラブ		50人	
	麹町こどもクラブ	麹町三丁目2番地3 エヌワンビル2階～3階	50人	
	キッズクラブ神田	内神田一丁目10番9号 MⅡビル1階	60人	
	東神田らる学童クラブ	東神田一丁目6番4号 ロイジェント東神田1階	40人	
	学童保育じゃんぷ九段クラブ	九段南四丁目1番10号 グランドメゾン九段南2階	40人	
	ベネッセ万世橋学童クラブ	外神田一丁目1番13号 万世橋出張所・万世橋区民館4階	40人	＊基本保育・夕方保育・夜間 保育は上記に同じ （早朝保育は実施なし）
合 計			1,218人	

※学童クラブは、育成料が月額4,000円（ただし、当分の間2,000円）とおやつ代（月額1,500円）がかかります。

※私立学童クラブ（9クラブ）で行う夜間保育では、別途、育成料（月額3,000円）及び夕食代（1食あたり500円程度）がかかります。

私立学童クラブ運営補助

602,774 千円
(562,149 千円)

年々増加する小学6年生までの入所希望に応え、待機児童ゼロの維持をめざすとともに、私立学童クラブの運営を支援することで、保護者の就労支援の充実を図ります。

令和3年4月には、私立学童クラブ2か所が新たに開設されます。

令和3年度も引き続き、民間が運営する学童クラブ事業や拡大型を含む一時預かり保育等事業の運営について支援を行っていきます。

1 私立学童クラブ運営補助

私立学童クラブは、放課後から21時までの間、就労等により保護者の養育が受けられない子どもに対し、学校周辺で健全な遊びや生活ができる場を提供しています。区内には、保育園を併設した私立学童クラブが4か所、単独の私立学童クラブが5か所、計9か所の私立学童クラブがあります（P41 参照）。

令和2年度に引き続き、私立学童クラブの安定した運営ができるように事業者へ支援していきます。併せて、学童クラブ事業や拡大型を含む一時預かり保育事業等に従事する常勤職員に対する給与等の処遇改善を継続実施し、人材の定着によるスキルアップ及びサービスの向上を図ります。

2 私立学童クラブ内で実施している事業

「ポピンズアフタースクール一番町」では一時預かり保育を、「グローバルキッズ飯田橋学童クラブ」では拡大型一時預かり保育を実施しています。今後も引き続き預かり保育サービスの向上をめざし、一時預かり保育に関する運営支援を図ります。

POINT

私立学童クラブ事業等の運営経費補助一覧

補助項目	補助内容
①処遇改善実施加算 (常勤職員の処遇改善加算)	施設に在職する常勤職員(指導員、保育士)の処遇改善に資するための経費補助 ・給与等加算額 1人月額 30,000円 ・家賃等加算額 1人月額 80,000円(上限)
②人材確保・定着支援補助事業	学童クラブ等に従事する常勤及び非常勤職員を対象とし、産休・育休・介護に要する休業者の代替職員の経費補助 ・1人月額 200,000円限度
③学童クラブ事業運営経費補助	指導員給与と相当人件費、教材費をはじめ事業に係る経費、施設維持管理経費(家賃、光熱水費等)などの運営に要する経費補助 ・施設外活動経費 1施設 200,000円 ・緊急対応宿泊費 1泊 10,000円限度
④学童クラブ障害児指導に係る経費補助	障害児指導に係る加算経費補助 ・6か月 1,050,000円
⑤一時預かり保育事業(拡大型含む)実施に係る運営経費補助	保育士等の給与と相当人件費及び利用者のサービス向上に資するため活動事業費の経費補助

就学前プログラムの改訂

新規

▶子ども支援課

4,980 千円

(ー 千円)

区では、乳幼児期の保育・教育の充実と小学校への円滑な接続を行うため、平成25年に区独自の基準である「千代田区の子どもたちのための就学前プログラム」を策定し、公立園・私立園問わず区内で保育を行ううえで活用しています。

平成30年度に改定された「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」の反映や、これまでの本区における取組みに新たな保育の手法を加える必要があることから、令和3年度にプログラムの改訂を行い、さらに保育・教育の充実を推進していきます。

児童手当等の支給

978,113 千円※

(920,333 千円)

1 児童手当

873,575 千円

独自

2 次世代育成手当

104,538 千円

※の額は、1～2の合計

妊娠・出産から子育てまで継続した支援を行うことで、次代の社会を担う児童の健やかな成長をサポートするため、0歳から中学校修了（15歳になる年度の3月31日）までの児童を対象に「児童手当」を支給しています。

また区では、妊娠時から高校生相当年齢（18歳になる年度の3月31日）までの支援が、児童の健全育成の観点から不可欠と考えており、「児童手当」の支給対象となっていない妊娠時と高校生相当年齢の子どもへの支給を、所得制限のない「次世代育成手当」として、東京23区で唯一、独自に支給しています。

POINT

児童手当と次世代育成手当を支給します

○児童手当（国制度）と次世代育成手当（区独自）の関係

妊娠時 (第 20 週以降)	未就学	小学生	中学生	高校生
<u>次世代育成手当</u> <u>【区独自手当】</u> <u>誕生準備手当</u> <u>45,000 円</u>	児童手当（国制度） 所得制限未満 ・ 3 歳未満児童 1 人につき月額 15,000 円 ・ 3 歳以上小学校修了までの児童第 1・2 子 1 人につき月額 10,000 円 第 3 子以降 1 人につき月額 15,000 円 ・ 中学生 1 人につき月額 10,000 円			<u>次世代育成手当</u> <u>【区独自手当】</u> <u>児童 1 人につき</u> <u>月額 5,000 円</u>
	児童手当（国制度） 所得制限以上 ・ 児童 1 人につき一律月額 5,000 円			

▶子育て推進課

令和3年度予算額
(前年度予算額)

こども医療費助成		446,804 千円 (411,152 千円)
乳幼児医療費助成		195,000 千円
義務教育就学児医療費助成		200,000 千円
独自	高校生等医療費助成	39,533 千円
こども医療費助成事務費		12,271 千円

保護者と子どもが共に区内に住所を有し、国内の健康保険に加入していることを条件に、次代を担う子どもの健やかな育成と保健の向上を図るため、所得制限なしで医療費助成を行い、子育て世帯をサポートします。

これまで区は、「0歳から18歳まで」が子ども支援の対象との基本認識のもと、東京都制度より1年早く平成5年に区独自の乳幼児医療費助成を開始し、平成19年10月には中学生まで対象を拡大しました。さらに、平成23年4月から高校生相当年齢まで対象を拡大し、医療費助成を実施しています。

なお、入院医療費に加え通院による医療費も助成対象とした高校生等医療費助成は東京23区でも独自の制度であり、平成24年10月からは区内の医療機関で医療証を提示すれば、保険適用後の医療費自己負担分の支払いはありません。

POINT

0歳から18歳までの児童等を対象に医療費を助成します

○制度の概要

助成制度	乳幼児医療費助成	義務教育就学児医療費助成	高校生等医療費助成 【区独自】
対象年齢	未就学児 (0歳～6歳)	小・中学生 (7歳～15歳)	高校生相当 (16歳～18歳)
給付方法	現物給付 (医療証提示・医療機関窓口での支払い不要)		区内医療機関：現物給付 (医療証提示) 区外医療機関：償還払い (医療機関窓口で精算 後、区へ還付請求)
所得制限の有無	所得制限なし		

独自

子ども発達センター「さくらキッズ」

92,494 千円

(92,304 千円)

平成24年12月に開設した子ども発達センター「さくらキッズ」は、区独自に小学1年生までの児童を対象に、子どもの発達に関しての気がかりなことや心配なことについて相談に応じる身近な子育て施設です。

発達障害児や知的障害児、肢体不自由児等への専門的な療育指導をはじめ、児童一人ひとりの発達の状況に応じて、臨床心理士や作業療法士などの専門職員が行う指導により児童の成長・発達を促し、その能力を最大限に伸ばすことをめざしています。同時に、保護者に対して子どもの発達に関するアドバイスや助言を行うほか、保護者同士の交流や情報交換の場を積極的につくることで、保護者への支援を行っています。

令和3年度も引き続き、保護者や在籍する保育園・幼稚園等との連携を密に取りながら、発達についての相談に応じるとともに、専門的な療育指導を行い、児童の発達支援を推進します。

POINT

療育指導プログラムの概要

個別指導

- 運動 … 理学療法士が首すわりからお座り、はいはい、立つ、歩くなどの運動について、遊びを通じて支援します。
- 言語 … 言語聴覚士が発音の間違いや、吃音、言葉の数が増えないなどの相談に応じ、言葉のやり取りや発語について支援します。
- 心理 … 臨床心理士等が「落ち着きがない」「こだわりが強い」等、子どもの発達特性に応じて得意・不得意を明確にして、コミュニケーションや言葉の理解・概念学習の支援をします。
- 作業 … 作業療法士が手先の不器用さや運動のぎこちなさについて、ハサミや箸などの机上の活動や、感覚と運動の統合訓練を行い支援します。

集団指導

コミュニケーション、社会性、情動・行動の調整、言語、認知などについて、小集団での活動を通して支援し、友達とのやり取りや集団参加の力を育てます。

- 指導員：保育士、心理士、作業療法士、音楽療法士等
- 実施：低年齢から小学1年生までの年齢別にグループを構成
1グループ10人程度の少人数指導（全10グループ）
- 活動内容：学びの時間 … 「手先の操作」や物の「見分け・作る」「ことばの学習」などを行います。
遊びの時間 … 「身体交流活動」「対人交流活動」のほか、「造形遊び」や「運動あそび」「音楽活動」などを行います。

独自

障害児ケアプラン「はばたきプラン」

19,896 千円

(19,896 千円)

障害や発達に課題のある児童が健やかに成長し、保護者とともに地域で安心して暮らしていくためには、障害等に対する地域や周囲の人びとの理解と見守りに加え、妊娠期から成人に至るまでのライフステージに応じた切れ目のない支援を享受できる環境の整備が重要です。

令和元年度から開始した障害児ケアプランでは、障害児等のライフステージに応じた個別の支援計画である「はばたきプラン」を作成することにより、地域で安心して生活できるよう支援します。併せて、子どもの支援情報をまとめた「子育てカルテ」を作成し、保護者の希望に応じて「はばたきプラン」とともに学校や関係機関等への情報提供や共有を行うことで、切れ目のない支援へとつないでいきます。

令和3年度は、千代田区障害福祉プランを踏まえながら、障害や発達に課題のある児童の多くに「はばたきプラン」を利用いただけるよう引き続き周知に努めます。また、医療的ケアを必要とする児童が病院から在宅生活へ移行するタイミングに併せて、障害児ケアプランの利用ができるよう、関係機関との連携を積極的に図ります。

POINT

ライフステージに応じた切れ目のない支援につなげる取組み

●「はばたきプラン」の作成

障害や発達に課題のある児童一人ひとりの発達の状況にあわせて、ライフステージに応じた最適なサービスや支援メニューをプランニングする「はばたきプラン」を作成し、妊娠期から18歳までの切れ目のない支援を提案します。

▲「はばたきプラン」の
シンボルマーク

●子育てカルテによる各種情報の一元管理

保護者の同意や要望に応じて、学校や関係機関等の支援情報を「子育てカルテ」としてまとめ、児童の情報を一元的に管理・集約し、関係機関への情報の提供や共有を行い、切れ目のない支援の実現を図ります。

●児童福祉法によるサービスの実施（障害児相談支援）

児童福祉法に規定する児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児支援サービスを利用する児童には、「はばたきプラン」と併せて「障害児支援利用計画」を作成し、法によるサービスが円滑に受けられるよう支援します。

子ども在宅サービス

拡充

▶児童・家庭支援センター

9,365 千円

(4,995 千円)

区では、日常生活において育児、家事等が一時的に困難で、他に支援する方がいない保護者を対象に、区が委託した事業者の訪問による育児等の支援をする「育児支援訪問事業」を実施しています。

令和3年度は、育児不安を感じる妊産婦等への支援を充実させることを目的に、利用期間及び利用上限を拡充します。

拡充前		拡充後
利用期間：出産前（母子手帳 交付時）～生後 6 か月未満 （多胎児は 1 歳未満）	⇒	利用期間：出産前（母子手帳 交付時）～ 1 歳未満 （多胎児は 2 歳未満）
利用上限：合計 48 時間 （多胎の場合は 96 時間）まで		利用上限：合計 60 時間 （多胎の場合は 120 時間）まで

重症心身障害児等在宅レスパイト事業

拡充・独自 ▶児童・家庭支援センター

3,030 千円

(3,630 千円)

区では、在宅で生活する重症心身障害児や医療的ケアを必要とする児童と、その家族を対象に看護師等を派遣し、医療的ケアや食事、排泄の介助等を含む見守り看護を行い、介護にかかる家族等の負担軽減を図っています。

令和3年度より、医療的ケアを必要とする児童の増加等を踏まえて、利用回数の拡充及び利用料の負担を軽減することで、事業の利便性の向上をめざします。

拡充前		拡充後
年間利用回数：24 回まで		年間利用回数：52 回まで
【利用料】		【利用料】
* 世帯所得に応じた負担額		* 24回まで無料
I 生活保護受給世帯・区民税 非課税世帯【無料】	⇒	* 24回を超える場合
II 区民税課税世帯		I 生活保護受給世帯・区民税 非課税世帯【無料】
①所得割28万円未満		II 区民税課税世帯
②上記以上		全て、拡充前の①と同じ自 己負担額を適用
【※①・②は所得割の金額に 応じた自己負担額の適用】		

※「レスパイト」とは、「小休止」や「休息」などを意味する言葉です。在宅で乳幼児や障害児者、高齢者などを育児や介護している家族に、支援者が一時的に代替してリフレッシュしてもらうことを指します。

	予防接種	388,445 千円 (412,509 千円)
独自	子どもの予防接種	300,518 千円
	大人の予防接種	87,927 千円

区では、地域での感染症の流行を抑え、区民の健康を守るため、予防接種を実施しています。予防接種には、予防接種法に基づく「定期予防接種」と、それ以外の「任意予防接種」があります。

1. 子どもの予防接種

定期予防接種として、ヒブ感染症、小児用肺炎球菌、BCG、日本脳炎、MR（麻疹風しん）、四種混合、二種混合、水痘（水ぼうそう）、ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）、B型肝炎、ロタウイルス（令和2年10月追加）の各種ワクチンの予防接種を実施しています。

令和3年度は、国からの要請に基づき、これまで積極的な勧奨を差し控えていたヒトパピローマウイルス感染症（HPV）について、リーフレット等の個別通知を行い対象者へ周知します。

また、任意予防接種として、おたふくかぜ予防接種とインフルエンザ予防接種を実施し、その接種費用を全額助成していますが、令和2年度からはおたふくかぜ予防接種の助成回数を1回から2回に増やし、感染症予防のさらなる強化を図っています。

令和3年度も引き続き、感染症予防及び子育て世代の経済的負担軽減を図ります。

2 大人の予防接種

65歳以上の方を対象にインフルエンザ予防接種と肺炎球菌予防接種（定期）を実施し、接種費用を全額助成しています。

令和元年度から令和3年度までは、感染症拡大防止のための風しんの追加的対策として、風しんの抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しん抗体検査及び風しんの予防接種に係る費用を全額助成しています。

また、65歳以上で肺炎球菌予防接種の定期予防接種対象外となる方には、引き続き任意予防接種として接種費用の半額を助成し、接種機会を確保しています。なお、助成回数は、定期予防接種を含めて生涯2回までです。

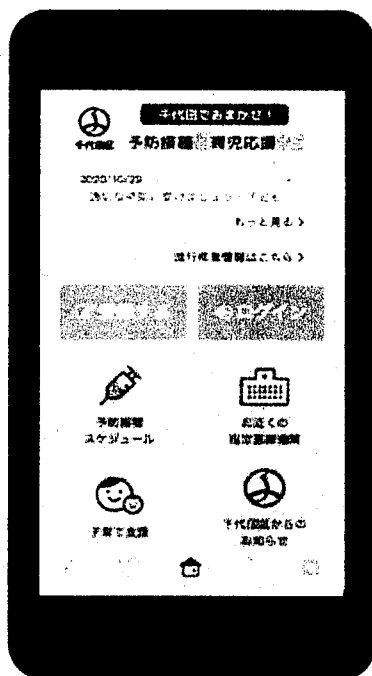
令和3年度もこの制度を継続し、感染症拡大防止及び経済的負担の軽減を図ります。



POINT**Webアプリ「予防接種と育児応援ナビ」をご利用ください**

定期予防接種の種類や回数が増え、接種スケジュールが煩雑になり、保護者の負担が大きくなっています。区では、スマートフォンや携帯電話、パソコンを利用し、誕生日を入力するだけで予防接種歴や今後の接種スケジュールを管理できるWebアプリサービスを提供し、接種率の維持・向上を図っています。

※右下のQRコードまたは「予防接種と育児応援ナビ」の画面から登録できます。



▲QRコード

携帯電話・スマートフォンからアクセス

<http://chiyoda.city-hc.jp/>

